商工業活性化事業をどうぞご利用ください!

※商工業活性化事業とは

→　商工業の活性化を図るため、町内で「新規開店」「空き店舗、空き家活用」「後継者支援」「集客力向上」及び「既存店舗の機能向上」を高めるための事業活動に対し支援する、町独自の補助制度です。

■対象者は？　　○町内に住所を有する個人及び法人。若しくは事業開始までに町内に住所を有する者（税金等完納用件あり）

■どんな要件が対象？、補助率は？

事業名	対象要件	補助率・補助上限額	備考
新規開店支援事業	・町内で店舗新築、増改築、居抜き取得（賃貸含む）、借家から取得による店舗移転	◇取得の場合 ・　店舗取得費（土地取得費含む）と店舗改修費の合計額の３０％以内（補助上限額６００万円） ・　店舗に係る固定資産税相当額５年間	・新たに事業を始めたい方
空き店舗、空き家活用支援事業	・町内で空き店舗、空き家を店舗として活用するもの。ただし借家からの賃貸移転は除く。	◇賃貸の場合 ・　店舗改修費の１／２以内（補助上限額３００万円） ・　店舗に係る月額家賃の７／１０以内（補助上限額５万円）を２年間	・空き家を改修して店を開きたい方
商工業後継者支援事業	・店舗の新築、増改築、模様替え	・　店舗取得費（土地取得費含む）と店舗改修費の合計額の３０％以内（補助上限額３００万円） ・　設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度とし、３年の範囲以内	・新たな後継者に事業を譲る方
商工業者支援事業	・集客力向上のために行う設備投資	・　設備投資額の３０％以内（補助上限額６００万円） ・　設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度とし、３年の範囲以内	・集客力を増やすために、設備投資をしたい方
新 既存店舗機能向上整備事業（R2.4.1～）	・店舗の段差解消など、来店者の利便性や快適性に資する店舗の改修（飲食店のみ対象、備品購入のみでも可）	・　店舗改修費合計額の１／２以内（補助上限額３００万円） ・　設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度とし、３年の範囲以内	・来店するお客さんのために、改修する方 例：畳の部屋を、掘りごたつへ改修　など

※詳細や不明な点があれば、下記までお願いいたします。

（産業課商工労働係　電話６４－０５２２　内線１２４）